

法第54条 令第135条の5（外壁の後退距離）

外壁の後退距離に対する制限緩和政令の適用

令第135条の5各号の運用は次による。なお、第1号と第2号は併せて適用できる。

①第1号

ア.「長さの合計が3 m以下」の適用は敷地単位で行い、同一棟であるか別棟であるかを問わない。

②第2号

ア. 車庫及び押入は「物置その他これに類する用途」に含まれる。

イ. 本体建物に附属する下屋に限る。

